

## 令和2年第1回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第7号）

令和2年3月23日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について  
議案第20号 那須塩原市気候変動対策基金条例の制定について  
議案第21号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定について  
議案第22号 組織機構改革に伴う関係条例の整備について  
議案第23号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について  
議案第24号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について  
議案第26号 那須塩原市特別職の議員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第27号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について  
議案第29号 那須塩原市手数料条例の一部改正について  
議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について  
議案第31号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について  
議案第32号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について  
議案第33号 那須塩原市地域資源総合管理施設条例の一部改正について  
議案第34号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正について  
議案第35号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正について  
議案第36号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について  
議案第37号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について  
議案第38号 那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正について  
議案第39号 那須塩原市交通指導員設置条例の廃止について  
議案第41号 公の施設の区域外設置に関する協議について  
議案第42号 公の施設の区域外設置に関する協議について  
議案第43号 市有財産の有効活用に関する基本方針について  
議案第44号 那須塩原市気候変動適応計画について  
議案第45号 第2期那須塩原市子ども・子育て未来プランについて  
議案第46号 第2期那須塩原市保育園整備計画について  
議案第47号 第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画について  
議案第48号 那須塩原市道路舗装修繕基本計画について  
議案第49号 那須塩原市教育施設長寿命化計画について

陳情について

(各委員長報告、質疑、討論、採決)

- 日程第 2 議案第 1 0 号 令和 2 年度那須塩原市一般会計予算  
議案第 1 1 号 令和 2 年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算  
議案第 1 2 号 令和 2 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 1 3 号 令和 2 年度那須塩原市介護保険特別会計予算  
議案第 1 4 号 令和 2 年度那須塩原市温水事業特別会計予算  
議案第 1 5 号 令和 2 年度那須塩原市墓地事業特別会計予算  
議案第 1 6 号 令和 2 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算  
議案第 1 7 号 令和 2 年度那須塩原市水道事業会計予算  
議案第 1 8 号 令和 2 年度那須塩原市下水道事業会計予算  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 報告第 8 号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)  
(報告)
- 日程第 4 報告第 9 号 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第 5 0 号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算(第 8 号)  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第 5 1 号 契約の変更について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第 5 2 号 財産の取得について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 発議第 2 号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 3 号 那須塩原市議会取組実行計画について  
(提案説明、質疑、討論、採決)

出席議員（26名）

1番	益 子 丈 弘	議員	2番	山 形 紀 弘	議員
3番	中 里 康 寛	議員	4番	田 村 正 宏	議員
5番	星 野 健 二	議員	6番	小 島 耕 一	議員
7番	森 本 彰 伸	議員	8番	齊 藤 誠 之	議員
9番	星 宏 子	議員	10番	佐 藤 一 則	議員
11番	相 馬 剛	議員	12番	平 山 武	議員
13番	大 野 恭 男	議員	14番	鈴 木 伸 彦	議員
15番	松 田 寛 人	議員	16番	櫻 田 貴 久	議員
17番	伊 藤 豊 美	議員	18番	眞 壁 俊 郎	議員
19番	高 久 好 一	議員	20番	相 馬 義 一	議員
21番	齋 藤 寿 一	議員	22番	玉 野 宏	議員
23番	金 子 哲 也	議員	24番	吉 成 伸 一	議員
25番	山 本 はるひ	議員	26番	中 村 芳 隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市 長	渡 辺 美知太郎	副 市 長	片 桐 計 幸
教 育 長	大 宮 司 敏 夫	企 画 部 長	藤 田 一 彦
企画政策課長	松 本 仁 一	総 務 部 長	山 田 隆
総 務 課 長	五 十 嵐 岳 夫	財 政 課 長	田 野 実
生活環境部長	鹿 野 伸 二	環 境 課 長	室 井 勉
保健福祉部長	田 代 正 行	社会福祉課長	板 橋 信 行
子ども未来部長	富 山 芳 男	子 育 て 支 援 課 長	織 田 智 富
産業観光部長	小 出 浩 美	農 務 畜 産 課 長	田 代 宰 士
建 設 部 長	大 木 基	都 市 計 画 課 長	黄 木 伸 一
上下水道部長	磯 真	水 道 課 長	河 合 浩
教 育 部 長	小 泉 聖 一	教 育 総 務 課 長	平 井 克 巳
会 計 管 理 者	高 久 幸 代	選 管 ・ 監 査 ・ 固 定 資 産 評 価 ・ 公 平 委 員 会 事 務 局 長	増 田 健 造
農 業 委 員 会 会 長	久 留 生 利 美	西 那 須 野 支 所 長	後 藤 修

塩原支所長 八木沢 信 憲

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石 塚 昌 章

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 室 井 良 文

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（吉成伸一議員） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

◎議事日程の報告

- 議長（吉成伸一議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第19号～議案第24号並びに議案第26号及び議案第27号並びに議案第29号～議案第39号及び議案第41号～議案第49号並びに陳情の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（吉成伸一議員） 初めに、日程第1、議案第19号から議案第24号まで並びに議案26号及び議案第27号並びに議案第29号から議案第39号までの条例案件及び議案第41号から議案第49号までの計画案件及びその他の案件の合わせて28件並びに陳情についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案28件及び陳情については、関係常任委員会に付託をしてあります。

各委員長は、一括して審査の結果を報告願います。  
初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。  
10番、佐藤一則議員。

〔総務企画常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

- 総務企画常任委員長（佐藤一則議員） 皆さん、

おはようございます。

ただいまから総務企画常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和2年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件5件、計画案件1件及び新たに受理された陳情案件3件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月11日から13日までの3日間、第1委員会室において委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、企画部企画政策課所管の議案第22号 組織機構改革に伴う関係条例の整備について申し上げます。

委員から、組織機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例第2条、那須塩原市子育て相談センター条例の一部改正において子育て相談センターの年末年始の休館日を改正した理由はとの質疑があり、執行部からは、市役所全体の年末年始の休日は12月29日から1月3日であるが、当該センターは12月28日から1月4日としていた。公民館等も既に12月29日から1月3日に変更しており、当該センターも今回の組織機構改革に伴う関係条例の整備に併せ改正を行うものであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第22号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部総務課所管の議案第24号 那須塩原市職員定数条例の一部改正について申し上げます。

委員からは、監査委員事務局、公平委員会事務職員、固定資産評価審査委員会書記の定数を5人

から1人に改正する理由はとの質疑があり、執行部からは、現行上、それぞれの行政委員会に職員5人配置できるようになっているものを1人に改正するものであるが、現状は選挙管理委員会事務局職員が併任しており、併任されている職員数を除外する改正を行うことで定員総数828人の整合を図るもの、選挙管理委員会事務局の定数に変更はないので、3つの行政委員会の職員総数3名分について増やす余地があるといった解釈であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第24号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 那須塩原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第26号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、条例改正に伴い時間外勤務の上限設定について規則で定めるとのことだが、規定を超えて勤務した場合の取扱いはとの質疑があり、執行部から、時間外勤務を行った場合、全ての時間外勤務手当を支給しないと違法になるので、超えた場合も支給する考えであるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第27号 那須塩原市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から質疑等はなく、審査の結果、議案第37号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、総務部財政課所管の議案第43号 市有財産の有効活用に関する基本方針について申し上げます。

委員から、市有財産の有効活用に関する方針を定めた計画とのことだが、那須塩原市は現在どれくらいの資産を所有しているのかとの質疑があり、執行部からは、土地や建物、現金及び基金などを含め約2,800億円であるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第43号 市有財産の有効活用に関する基本方針については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、陳情第1号 投票時間繰上げに関する要望書について申し上げます。

委員からは、時期尚早である、段階的繰上げがよいのでは、選挙に関心がないことが問題ではなどの意見があり、討論において、まず不採択とすべき委員からは、本市では令和2年度執行の選挙から投票立合人の推薦依頼をシルバー人材センターへ変更するなど、自治会長の負担軽減に大きくつながる施策を進めている。

なお、2時間繰り上げた場合の効果及び課題については、経費削減効果では、職員の人件費等は約100万円の節減につながるものの、投票管理者及び立会人は日額報酬のため、時間を短縮しても支出額は変わらないと考える。また、市民の投票機会の確保のため、周知啓発徹底には時間もかかることが懸念される。そして、午後6時から午後8時までの投票者数は、平成25年度以降の選挙において、最大で4,824人、10.3%、最小でも1,789人、6.4%の有権者が投票していることは無視できる結果ではない。

栃木県内では4市町が投票時間の繰上げを実施

しているが、4市町とも段階的な繰上げを行っており、県内でも投票率が上位の市町であることから、繰上げを実施しても投票率に影響がない結果が出ている。しかしながら、本市の投票率は、県内でも下のほうに位置している状況である。

このような中、本市議会では、市内4校の高校において高校生徒の意見交換会を実施した。議会の役割を知ってもらうことはもとより、主権者教育として、実際に模擬投票をしてもらい、選挙の大切さに理解を深めていただいたところである。これらのことから、現時点では投票率向上に全力を尽くす時期と考える。

また、総務省の見解でも、経費削減及び職員の負担軽減というメリットはあるものの、市民優先という視点から見た場合には、投票機会の剥奪という面で大きい疑問が残るとしている。現在、本市では、商業施設の期日前投票ができるようになるなど、今後も投票率向上に様々な取組が考えられるので、一定の成果を上げてから導入に関しては議論すべきである。

このことから陳情第1号 投票終了時間の繰上げに関する要望書については反対するとの反対討論がありました。

また、採択とすべきとする委員から、選挙において投票率が上がらない原因は、選挙に対する関心が低いからだと考える。なぜなら、戦後政治に対する教育がほとんどされてなく、教育が政治から逃げていたからである。そして、政治家が市民に信用される人間にならなくてはならないのではないかと考える。

ただ長時間投票時間を延ばすことで投票率を上げることは、労が多過ぎる。時間を繰り上げれば、その投票時間内に投票所へ行く人は大勢出てくると思う。時間を繰り上げたことにより投票率低下につながるとは考えにくい。

このことから投票終了時間を繰り上げる要望書に対し賛成であるとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第1号 投票終了時間繰上げに関する要望書については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第2号 習近平国家主席の国賓待遇と招待の取り止めを求める陳情について申し上げます。

委員からは、国賓として習近平国家主席を招くことについて、国賓として呼ぶということは、天皇陛下の拝謁という重みのある内容である。これまでも請願、陳情と数多く審議をし、国に対する意見要望書を関係省庁、大臣宛て、あるいは総理に対して提出した経緯はあるが、今回の場合は国家間同士の対応であるので、一地方議会が要望を取り上げるようなレベルのものではないと考えることから不採択とすべきとの意見がありました。

また、討論では、採択とすべき委員から、チベットの弾圧をはじめウイグル人の数百万と言われる強制労働など、人権問題で国際的に非難されている習近平国家主席は、毛沢東を超える残虐行為を行っていると言われている。南シナ海にも公海上に軍事基地を勝手に建設したり、尖閣諸島には毎日のように軍艦による領海侵犯を繰り返している状況である。国賓として招くことに理解ができない。

よって、国賓待遇にはなり得ないと考えることから、本陳情に対し賛成するとの賛成討論がありました。

採決の結果、陳情第2号 習近平国家主席の国賓待遇と招待の取り止めを求める陳情については、賛成少数で不採択とすべきものと決しました。

次に、陳情第3号 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情について申し上げます。

国家間レベルの内容であり、一地方議会がここで意見を述べるものではないと考え、不採択とすべきとの意見がありました。

また、別の委員からも、この問題は内政干渉にもなりかねないので、意見書を提出することはいかなるものと考え、不採択とすべきとの意見がありました。

採決の結果、陳情第3号 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情については、全会一致で不採択とすべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 総務企画常任委員長の報告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。

8番、齊藤誠之議員。

〔福祉教育常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（齊藤誠之議員） 皆さん、おはようございます

それでは、福祉教育常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和2年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件4件、計画の策定案件4件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月11日から13日までの3日間、第4委員会室において委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、保健福祉部市民課所管の議案第23号 那須塩原市印鑑条例の一部改正について申し上げます。

委員から、これまで印鑑登録をできなかった成年被後見人が、今回の改正で印鑑登録をできるようになるのかとの質疑があり、執行部からは、成年被後見人の申請であって、代理人が一緒だった場合のみ手続ができるようになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第23号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、保健福祉部国保年金課所管の議案第30号 那須塩原市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について申し上げます。

委員から、今回の改正で国民健康保険財政調整基金を大規模の災害時等に市民のために使えるようになるということによろしいのかとの質疑があり、執行部からは、これまでは国民健康保険事業費の納付金等に用途が限定されていたが、今後、国への償還金や大規模な災害が起きたときに基金を使えるように改めたいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第30号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、保健福祉部社会福祉課所管の議案第31号 那須塩原市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について申し上げます。

委員から、災害弔慰金支給等審査委員会の組織の構成はとの質疑があり、執行部からは、審査委員は4名以内である。具体的には、医師、弁護士、大学教授、消防士等を考えているとの答弁がありました。

審査の結果、議案第31号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、教育委員会事務局教育部生涯学習課所管の議案第38号 那須塩原市図書館条例の一部を改正する条例の一部改正についてを申し上げます。

委員から特に質疑等はなく、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しまし



た。

続いて、子ども未来部子育て支援課所管の議案第45号 第2期那須塩原市子ども・子育て未来プランについて申し上げます。

委員から、各部局との連携はどのように取るとの質疑があり、執行部からは、この未来プランを策定するに当たり、連携する各課には子どもの成長を支援していくための施策を十分に検討してもらった。今後も逐一、情報交換を行いながら、連携を取り、事業を展開していきたいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第45号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、子ども未来部子育て支援課所管の議案第46号 第2期那須塩原市保育園整備計画について申し上げます。

委員から、地域型保育事業所の設置について何との質疑があり、執行部からは、設置を希望する2つの事業者がいるので、今後協議を進めたいと考えているとの答弁がありました。

また、ある委員からは、計画の中で民営化を進めていく内容となっているが、保育園のあり方として市では公立保育園をなくしていく方向なのかとの質疑があり、執行部からは、公立保育園のあり方について徹底的に議論し、方針を示した上で民営化を検討していきたいとの答弁がありました。

また、討論において、委員から、これ以上、民営化を進めないよう、計画から民営化を推進するという文言を外し、市民ニーズに沿った保育園整備計画にするべきであるから、本計画には反対するとの反対討論がありました。

以上、審査の結果、議案第46号 第2期那須塩原市保育園整備計画については、挙手による採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、子ども未来部保育課所管の議案第47号 第2期那須塩原市放課後児童クラブ整備計画について申し上げます。

委員からは、計画を策定するに当たり、現在の状況はどの質疑があり、執行部からは、定員を上回っているところがほとんどである。一時利用も含めると多くなる。そういった課題を本計画で解決していきたいとの答弁がありました。

また、ある委員からは、計画を策定する過程で学校の調査を行い、稲村小では空き教室を使用して整備することだが、これ以外の学校区の調査も行われたのか。また、利用者の増減等による実情に応じて適宜対応することだが、状況に応じては、計画よりも整備の前倒しなどもあり得るのかとの質疑があり、執行部からは、ほかの学校区についても調査は行ったが、現状では稲村小学校だけが何とか余裕教室を使わせてもらえる結果となった。また、整備について、基本的にはこの計画どおりと考えてはいるが、状況に応じては前倒しの可能性もあるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第47号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、教育委員会事務局教育部教育総務課所管の議案第49号 那須塩原市教育施設長寿命化計画について申し上げます。

委員から、計画において目標耐用年数の設定を80年とした根拠はどの質疑があり、執行部からは、日本建築学会の建築物の耐久計画に関する考え方を参考とし、建築の普通品質の場合の目標耐用年数が50年から80年の範囲としていることから、本計画では、事前の保全や改修等を行うことで最大の80年を採用したとの答弁がありました。

また、委員からは、目標耐用年数まで施設を使用できるかどうか、施設の劣化状況をどのように把握するのかとの質疑があり、執行部からは、基

本的には毎年度、身近にいる学校の先生方等に簡易的な点検を行ってもらおう。また、教育委員会で毎年度1回は修繕関係で現地の確認をしているので、その機会を使って劣化状況を把握する。さらに、3年に1度実施する専門事業者が行う法定点検で詳細な状況を確認するとの答弁がありました。

審査の結果、議案第49号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 福祉教育常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長の報告を求めます。

9番、星宏子議員。

〔建設経済常任委員長 星 宏子議員登壇〕

○建設経済常任委員長（星 宏子議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、建設経済常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和2年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、条例の制定等案件10件、公の施設の区域外設置に関する協議案件2件、計画案件2件であります。

これらの案件を審査するため、去る3月11日から13日まで、第2委員会室において委員全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

付託された14案件のうち7件を抜粋して報告させていただきます。

初めに、生活環境部環境課所管の議案第19号 那須塩原市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、那須塩原市

再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドラインが平成30年4月から施行されているが、今回の条例との違いはどの質疑があり、執行部からは、ガイドラインと条例の違いは、許可制を導入するところである。そのほか禁止区域の指定も条例を制定することによって可能となるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第19号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第20号 那須塩原市気候変動対策基金条例の制定について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、この基金を取り崩して事業に充てるとなった場合に、どういった事業が想定されるのか、また、基金額はどの程度予定しているのかとの質疑があり、執行部からは、4月に設置される気候変動対策局が対応する事業を検討する。また、基金の原資はふるさと納税を予定しているため、基金額は現時点では想定ができないとの答弁がありました。

審査の結果、議案第20号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、生活環境部生活課所管の議案第21号 那須塩原市自転車の安全な利用の促進に関する条例の制定について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、条例の周知についてはどのような方法を考えているのかとの質疑があり、執行部からは、市のホームページのほか交通安全啓発教室などにおいて周知をしていきたいとの答弁がありました。

審査の結果、議案第21号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、産業観光部農務畜産課所管の議案第33号 那須塩原市地域資源総合管理施設条例の一部改正について申し上げます。

執行部から説明の後、委員から、アグリパル塩

原の施設の改修工事に伴い使用料を変更することだが、その使用料の算出方法はとの質疑があり、執行部からは、使用料の総額を各施設の面積で按分した。1平方メートル当たりの単価7,333円に各施設の面積を掛けて使用料を算出した。併せて、光熱水費は指定管理者が直接支払う方法に変更したとの答弁がありました。

審査の結果、議案第33号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、産業観光部商工観光課所管の議案第34号 那須塩原市板室健康のゆグリーングリーン条例の一部改正について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、入浴施設の使用料について、10月1日から70歳以上の市民が無料から200円に変更になるとのことだが、入館者や収入はどの程度見込んでいるのかとの質疑があり、執行部からは、平成30年度の実績で年間の来場者数は約9万7,000人で、うち70歳以上の入館者は約4万5,000人であった。使用料変更後は、70歳以上の入館者は2万人程度、約400万円の収入を見込んでいるとのとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第34号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、生活環境部環境課所管の議案第44号 那須塩原市気候変動適応計画について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、計画書の中に、果樹に対する気候変動の影響に対する適応策の文言があり、関係機関と連携するとあるが、どのような連携を考えているのかとの質疑があり、執行部から、今後、宇都宮大学の連携を検討していきたいとの答弁がありました。

また、別な委員からは、この計画は11年間という長い計画期間だが、状況が変化した場合、個別

の実実施計画を作成する考えはあるのかとの質疑があり、執行部からは、国からは30年という長期スパンでの実施が示されているが、市の地球温暖化対策実行計画区域施策編の中期目標年度が令和12年であり、計画期間の終期を合わせるため11年間とした。今後5年に1度、計画の見直しを考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第44号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、建設部道路課所管の議案第48号 那須塩原市道路舗装修繕基本計画について申し上げます。

執行部からの説明の後、委員から、計画書の中に、道路管理の手法を事後保全型から予防保全型へ変換するとあるが、既に大きく傷んでいる事後保全型の道路もこの計画書に位置づけ、整備を行っていくのかとの質疑があり、執行部からは、計画書に位置づけられている路線は、整備の優先順位を点数化しており、今後この計画に沿った優先順位で整備を行っていくことになるとの答弁がありました。

審査の結果、議案第48号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 那須塩原市手数料条例の一部改正について、議案第32号 那須塩原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第35号 那須塩原市屋外広告物条例の一部改正について、議案第36号 那須塩原市営住宅条例の一部改正について、議案第39号 那須塩原市交通指導員設置条例の廃止について、議案第41号 公の施設の区域外設置に関する協議について、議案第42号 公の施設の区域外設置に関する協議についての7件についても、審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各委員長の審査結果の報告が終わりました。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき討論、採決を行います。

議案第19号から議案第24号まで並びに議案第26号及び議案第27号並びに議案第29号から議案第39号まで並びに議案第41号から議案第49号までの28件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

これより採決いたします。

議案第19号から議案第24号まで並びに議案第26号及び議案第27号並びに議案第29号から議案第39号まで並びに議案第41号から議案第49号までの28件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 19番、高久好一議員に確認をいたします。

異議のある議案の番号をお示してください。

○19番（高久好一議員） 議案第46号です。これに反対します。

○議長（吉成伸一議員） それでは、個別に採決いたします。

議案第46号について、電子採決システムにより採決いたします。

議案第46号については、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、採決いたします。

議案第19号から議案第24号まで並びに議案第26号及び議案第27号並びに議案第29号から議案第39号まで並びに議案第41号から議案第45号まで並びに議案第47号から議案第49号までの27件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情に入ります。

初めに、陳情第1号について討論を許します。21番、齋藤寿一議員。

〔21番 齋藤寿一議員登壇〕

○21番（齋藤寿一議員） 陳情第1号 投票終了時間繰上げに関する陳情書については、反対の立場で討論をいたします。

陳情内容を見ますと、栃木県内においても那須烏山市や那珂川町、茂木町に加え、栃木市も投票時間の繰上げを行っていること、また、長時間にわたり行動を制限される投票立会人の負担や事務に従事する職員の人件費等に関わる経費は多大なものであり、商業施設にも期日前投票所を設置するなど、当日の投票時間を短縮しても投票率低下の要因にはならないものと考え、今後、執行される選挙において、当日の投票時間終了を午後6時

までとし、投票立会人の負担の軽減を図るとともに、経費節減を図ることについて執行部に要望していただくことを望むという内容でございます。

投票時間繰上げの全国の状況を見てみますと、都道府県の総投票所に占める繰上げを行った投票所の割合は、全国平均で34.6%であり、群馬県や鹿児島県のように9割を超える都道府県がある一方で、千葉県や神奈川県、大阪府のように未実施の都道府県も存在をいたします。

現在、本市の現状を申し上げますと、選挙当日の投票立会人については、地域の事情、人物を熟知している自治会長に推薦を依頼しております。このことが自治会長に大きな負担をかけてきましたが、公職選挙法第38条が改正され、令和元年6月1日より投票立会人の選任要件が緩和されました。

その内容は、投票区の選挙人名簿に登録された者から選挙権を有する者、つまり18歳以上の選挙権を有する者であれば、全国から立会人として選任できるようになりました。また、投票立会人の人数は、現行の3名から2名に変更し、併せて投票立会人の推薦依頼をシルバー人材センターへ令和2年度執行の選挙から変更するなど、自治会長の負担軽減に大きくつながる施策であります。

陳情書にあります2時間繰り上げた場合の効果及び課題について、経費節減効果については、2,246円掛ける234人掛ける2時間といたしまして約100万円の節減になるものの、市民の投票機会の確保のため、市民への周知啓発の徹底には時間を要すること、また、投票管理者及び立会人は日額報酬のため、時間の短縮をしても支出額には変わらないこと、また、午後6時から午後8時までの2時間の本市の投票者数を見てみますと、平成25年以降の選挙において、最大で4,824人、10.3%、最少でも1,789人、6.4%の有権者が投票

をしていること、この実情は無視できる数字、結果ではなく、我々議会、また市選挙管理委員会においても、1人でも多くの有権者に投票していただくこと、つまり投票率アップに日々努力をしているところであります。

先ごろ、市内4高校において議会と高校生の意見交換会を実施してまいりました。これは議会の役割を知ってもらうことはもちろんであります、また、間もなく選挙権を得る高校生への主権者教育として、選挙管理委員会と共同で実施し、模擬投票してもらい、選挙の大切さ、1票の重みについて理解を深めていただき、楽しい有意義な時間を過ごしてまいりました。

栃木県内で那須烏山市、那珂川町、茂木町、栃木市は、投票時間の繰上げを実施しておりますが、4市町とも8時から7時へ、そして6時へと段階を踏んでおり、また、県内でも投票率向上上位の市町であることから、繰上げを実施しても投票率にあまり影響がない結果が出ております。

本市のように、投票率は県内でも残念ながら下位に位置していることから、現時点では投票率アップに全力を尽くす時期であります。総務省の見解でも、投票時間の繰上げは、市民優先であるのか、また選挙権の侵害を招くこともあり得る、投票機会の剝奪、格差が生まれかねないと指摘しております。

選挙は、市議会議員選挙をはじめとする衆議院、参議院、知事、県議会の選挙等があります。一議会が判断を下すものではなく、選挙管理委員会という独立した行政組織で検討すべき事項で、議会が執行部に要望する案件としてはそぐわないものであります。しかし、今回の陳情の内容は十分理解できるものであります。現在、商業施設の期日前投票ができるようになるなど、今後も投票率向上にさらなるいろいろな施策が考えられることか

ら、一定の成果を上げてから段階を踏んで導入すべきであります。

今回の那須塩原市自治会長連絡協議会から提出された提案を重く受け止めながら、陳情第1号 投票終了時間繰上げに関する陳情書については反対といたします。

○議長（吉成伸一議員） 23番、金子哲也議員。

〔23番 金子哲也議員登壇〕

○23番（金子哲也議員） 23番、金子哲也です。

陳情第1号 投票終了時間繰上げに関する要望書に賛成の立場で討論いたします。

選挙において投票率を上げることはとても大切なことですが、そのために何をしてもよいとは思いません。投票率が低い一番の理由は、市民が政治に対して関心が薄いからだと思っています。選挙に行く意欲が起きないからなのです。

それは、一つには戦後70年間にわたって政治に対する教育、学習が全くと言ってよいほどなされてこなかったことにあるのです。教育が政治と宗教に関しては避けてきたからなのです。諸外国の教育を見ると、子どもたちに政治の課題を取り上げて授業の中で教えているのが多く見られます。

もう一つには、国会も地方議会も政治家のレベルが低いのとスキャンダルが多いせいで国民に信用されていないせいだと思います。政治家はもっと一人の人間としての勉強をして教養を身につけて、市民を代表するような、市民に尊敬されるような人間にならなくては政治家としての信頼や魅力が持たれないのです。これらについては、一朝一夕にできることはありませんが、少しずつ努力をするしかありません。

現在の投票は、期日前投票が約1週間あります。そして、選挙当日は午前7時から午後の8時まで、あまりにも長く、投票立会人の過度の制約になってしまっています。これは立会人の負担が多過ぎ

るし、また、その後の開票にもその分遅くまでかかってしまいます。そして、開票を待つ報道陣にしても、また一般の多くの市民にも、遅くまで待つことになります。無理やり投票率を上げることよりも誰を選ぶかという投票の中身こそ大切なことであると思われま

す。要望書で言うとおおり、当日の投票時間を短縮しても、あまり投票率の低下の要因にはならないと考えています。栃木県内では、那須烏山市、那珂川町、茂木町、栃木市が既に投票時間繰上げを行っています。そして、この3月議会において大田原市選管は、投票終了時間を2時間繰り上げ、午後6時までとすると決定しました。また、栃木県内投票率ワースト2である小山市も繰上げ投票を決定したそうです。これからは負担の多過ぎる投票時間を繰り上げる自治体が多くなると思われま

す。投票率の低いのは、選挙管理委員会の責任でもないし、投票期間や投票時間のせいでもないと思われま

す。これからは政治の重要性をもっと市民に知らせて、政治への無関心さをなくすよう我々自身が努力をしていかなければならないと思われま

す。よって、労の多過ぎる延長時間を短縮して、終了時間を繰り上げる要望書に対して賛成いたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第1号について、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより電子採決システムにより採決いたします。

陳情第1号 投票終了時間繰上げに関する要望書について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してく

ださい。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

次に、陳情第2号について討論を許します。

23番、金子哲也議員。

〔23番 金子哲也議員登壇〕

○23番（金子哲也議員） 23番、金子哲也です。

陳情第2号 習近平国家主席の国賓待遇と招待の取り止めを求める陳情に対して、賛成の立場で討論いたします。

中国の習近平国家主席は、チベットにおける弾圧やウイグル人の100万人とも200万人とも言われる強制労働や強制収容所入りを強行し、人権侵害で世界の各国から非難を受けています。一部では毛沢東を超える残虐行為とも言われています。不思議なことに日本ではほとんど報道されていないのです。また、南シナ海においても公海上に身勝手に軍事基地を建設しています。また、日本の領土である尖閣諸島には毎日のように軍艦による領海侵犯を繰り返していて、やりたい放題をしています。

その張本人をどうして国賓として招待しなければならないのか。アメリカのペンス副大統領もポンペイオ国務長官も、習近平主席の行動を正面から非難しています。それなのに日本の姿勢はどうしたのか。こんなことをしたら日本は世界中から見下げられてしまいます。日本はもっと言うべきことをはっきりと言わなくてはなりません。日本はもっと毅然として態度を取るべきなのです。大和魂はどこへ行ってしまったのか。日本は中国と同じ価値観にはなりたくないし、そこまで成り下

がりたくもありません。

これらのことから、どう見ても国賓待遇などはあり得ないのです。このたび、コロナウイルス騒動で招待が延期になったのを機に、ぜひ中止にすべきと考えます。

よって、習近平国家主席の国賓待遇と招待の取り止めを求める陳情書に賛成いたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

陳情第2号について、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものです。

これより電子採決システムにより採決いたします。

陳情第2号 習近平国家主席の国賓待遇と招待の取り止めを求める陳情について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成少数。

よって、陳情第2号は不採択と決しました。

次に、陳情第3号については、討論の通告者がおられませんので、討論を省略いたします。

陳情第3号については、総務企画常任委員長報告は不採択とすべきものであります。

これより電子採決システムにより採決いたします。

陳情第3号 日本政府に香港の「自由」と「民主主義」を守る行動を求める陳情について、採択することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成なし。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

◇

◎議案第10号～議案第18号の

予算常任委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第2、議案第10号から議案第18号の当初予算案件9件を議題といたします。

ただいま申しあげました議案9件については、予算常任委員会に付託してありますので、審査の結果を報告願います。

予算常任委員長、10番、佐藤一則議員。

[予算常任委員長 佐藤一則議員登壇]

○予算常任委員長（佐藤一則議員） それでは、予算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告をいたします。

令和2年第1回那須塩原市議会定例会において当委員会に付託された案件は、議案第10号から議案第18号までの令和2年度当初予算案件9件であります。

これらの案件を審査するため、3月19日、市役所本庁舎303会議室において委員全員出席の下、予算常任委員会全体会を開催し、慎重に審査を行いました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長から各分科会における審査結果の報告を行い、その後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その審査の経過と結果について申し上げます。

初めに、議案第10号 令和2年度那須塩原市一

般会計予算について申し上げます。

討論において、委員から、マイナンバー関連の予算に多額の費用を費やしており、制度導入から6年が経過しても、いまだに本市の普及率は13.4%という状況である。巨額の費用をかけていながらメリットを感じている人はそう多くないと考える。市民の大切な個人情報や財産を危険にさらし、国の言いなりに無駄遣いを進めるマイナンバーに係る予算には反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第10号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について申し上げます。

討論で、委員から、保険料を滞納し保険証を取り上げられ、診療額を全額支払わなければならない問題がある。資格証明書発行による保険証取上げを直ちにやめ、市民に医療費全額の負担を強いる過酷な制裁で保険税の納付を迫るのではなく、高過ぎて支払い切れない保険税を、市民から預かっている20億円を超える財政調整基金を活用し保険税を引き下げ、全ての世帯に保険証が届くようにすべき。また、保険税の収納率を上げるためにも税額を引き下げ、土日の納税相談などをさらに進めるべきである。市民に過酷な負担を強いる保険証取上げ予算には反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第11号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和2年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなかったが、原案に対して異議があったため、起立による採決の結果、



議案第12号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算について申し上げます。

討論では、委員から、深刻な入所待機者が解消されず、サービスが狭められている問題がある。国が介護老人施設等の入所基準を要介護3以上に制限した中でも本市には200人以上の待機者がおり、第6期那須塩原市高齢者福祉計画で50人入所の老人福祉施設が整備されても、広域対応のため、本市の市民は40人程度の入所のため200人近い待機者がいる。

保険料を支払い、入所が認定されながらも、施設が不足し入所ができず生涯を閉じなければならない事態は許されない。国と市は、保険加入者が安心して介護保険を利用できるよう、早急に施設を整備すべきである。入所希望者に在宅を強いる介護行政に反対するとの反対討論がありました。

起立による採決の結果、議案第13号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号 令和2年度那須塩原市温泉事業特別会計予算から議案第16号 令和2年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計予算までの特別会計予算3件について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和2年度那須塩原市水道事業会計予算及び議案第18号 令和2年度那須塩原市下水道事業会計予算の企業会計2件について申し上げます。

委員からの質疑及び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

会議の途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時13分

○議長（吉成伸一議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 皆さん、こんにちは。

19番、日本共産党の高久好一です。

ただいまより議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を行います。

市は、予算編成のキーワードを「持続可能なまちづくり」とし、本市ならではの豊かな地域資源や優位性を生かした施策を推進する一方、既存事業は聖域をつくることなく見直しを行い、前例踏襲という固定観念から脱却し、新時代における共生社会や令和にふさわしいまちづくりを図る予算

として、令和2年度一般会計当初予算を前年度比4.4%増の495億円としました。

今回の議会で評価できる主なものは、コロナウイルス感染拡大で営業に支障を来している市内中小業者を支援する融資枠を拡大すること、小中学校のトイレ洋式化の完了を目指す予算が組まれたこと、そして、安倍首相の独断による一律休校の中で、小中学校の自主登校を市が認める対応を取ったことです。

今回の当初予算に反対することになりました。反対する第1の理由は、3款民生費に、会計年度職員給与費の中に保育士等として2億5,869万円を減額した1億6,131万1,000円を計上しています。昨年は4億円を超えた予算がありましたが、国による臨時職員の雇用形態が変わり、市の会計年度職員の給与は、総務がまとめて扱うことになったというそういう説明があったため、このような形での反対になりました。

市は、保育士の待遇は改善していると言うものの、募集をかけても人が集まらず、昨年は2人しか増えていないとしています。入所待機児は5人から14人に再び増加の傾向を示しています。市の保育士の64%は臨時職員としてきましたが、再任用を繰り返す職員がほとんどです。1人7時間45分勤務として換算の数字であり、実態は70%以上が任期職員のままです。栃木県は53%が臨時職員と公表しており、本市の処遇改善を急ぐ必要があります。

市は、保育士の多様な働き方に応えた勤務を強調してきましたが、職員のほとんどは1年ごとに再任用を繰り返しており、希望する人は本採用にして、安心して職務につけるようにする必要があります。本市の保育士の配置と処遇は、名前は変わっても任期職員に依存した異常な状態が続くことになり、保育の質の確保の上からも重大な問題があります。

また、市の公立保育園のあり方は、民間認定こども園などのあり方にも大きな影響を与えます。国の圧力に押され、これ以上民営化を進めるべきではなく、市民ニーズに応えるべきです。

募集をかけても集まらない保育士不足は、保育所増設が進まない要因と、再び増えつつある入所待機児の解消に向けた取組も大きな影響を与えます。待機児は昨年10月1日の5人から14人に増え、このほかにも入所待ち、いわゆる隠れ待機児童がおり、入所対策は引き続き優先して取り組む必要があります。

市は、保護者の近くの保育所で、公立保育園で育てたいという市民ニーズに沿った努力を注ぐべきです。

反対する第2の理由は、14款2項1目に総務手数料、マイナンバーカード再交付手数料46万1,000円の計上があります。カードの初回の交付は無料ですが、再交付には1枚500円がかかります。カードがなくても今までどおり税金の申告も貯金もできます。これを説明できない職員は勉強不足です。総務省や国税庁も、カードがないからと不利益をこうむることはない、こう国会で答弁しています。

また、歳出では、令和6年度までの債務負担行為が行われており、既に令和2年度分は8,024万7,000円が充当されています。2年前から毎年、システムが脆弱なためマイナンバーカードのシステム改修などで1億円近くの出費が続いていくということです。

マイナンバーカードが始まって既に6年がたっていますが、いまだにカードの普及率は、本市で1万5,684枚、13.4%、2月1日時点の数です。一方で、その1割弱が、交付申請をしたけれども権利を放棄して受け取りに来ない市民がいます。全国でもカードの普及率は15.1%という極めて低

調な状況です。国は初動対策に3,000億円もの巨費を投じながら、メリットを感じる人は多くはありません。

マイナンバーの前のシステムだった住基ネットは、本市でも廃止に向けた予算をつけ、後始末が行われております。全国で最後まで導入を見送っていた矢祭町が導入して、間もなく住基ネットは国から廃止が告げられ、国を挙げての大きな無駄遣いは終わりを迎えました。

マイナンバー制度にはメリットだけでなく大きなデメリットの説明を示す必要があります。マイナンバー個人番号制度で市民の大切な個人情報や財産を漏洩の危機にさらし、国の普及が進まないからといって、何でもありの対策や国の言いなりに市職員や任期付き職員の全てにカード取得を押しつけ、無駄遣いを進める予算には反対します。市は、市民の福祉向上に逆行する制度に廃止、撤退を要請すべきです。

予算編成には、市民サービスを低下させず、事務事業を見直し、市税等の自主財源の確保と多様な市民ニーズに応え、福祉の向上を確保し、市民の暮らしとなりわいを守る那須塩原市本来の仕事を遂行するように強く要望します。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 5番、星野健二議員。

〔5番 星野健二議員登壇〕

○5番（星野健二議員） 議席番号5番、公明クラブ、星野健二です。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算について、賛成の立場での討論をいたします。

令和2年度那須塩原市一般会計は、将来に向けた道しるべである第2次総合計画前期基本計画が4年目を迎え、計画の最終年度である令和3年度に向け、これまでに取り組んできた各施策の進捗

状況や残された課題を的確に捉え、将来像の実現のために一段とスピードを加速させていこうとしています。

渡辺市長は、昨年4月の就任以来、持続可能なまちづくりを市政運営上のコンセプトに掲げ、本市を取り巻く行政課題の解決に取り組んでまいりました。本市の特徴である自然や歴史、文化財など、地域資源を生かした地域性や新幹線の駅を有している優位性を生かした取組で、本市独自の価値観を高め、付加価値を生み出し続けることが必要であることから、事務事業推進のキーワードを持続可能なまちづくりとして第2次総合計画前期基本計画にある8つの基本政策を計画的かつ効率的に実施することで、恵まれた地域特性を背景に、着実に発展していくことが期待できると考えます。

この基本政策に基づく主な事業を見ますと、初めに、基本政策1の「豊かな自然と共に生きるために」では、組織機構の見直しを行い、気候変動対策局の新設と市町村レベルでは全国初となる地域気候変動適応センターを設置して取り組む地球温暖化対策推進費や再生可能エネルギー推進費など、全世界共通の問題である地球温暖化防止に向けた取組や環境へ負荷の少ない再生可能エネルギーの利用促進に関する事業が計上されています。

また、基本施策3の「誰もが生き生きと暮らすために」では、障害者福祉サービス給付費や健康づくり推進費など、障害者が地域で安心して暮らしていくための障害者福祉サービスの利用充実や市民が生涯にわたり健康で暮らせるため、ライフステージに応じた健康づくりへの支援に関する事業が計上されています。

最後に、基本施策5の「地域の力と交流を生み出すために」では、那須塩原市駅周辺まちづくり総合調整費や海外都市連携事業費など、那須塩原市駅周辺地区を北都の玄関口にふさわしい持続可

能なまちづくりビジョンの策定や海外都市と連携を図り、基幹産業の人材不足、担い手不足の解消に向けた人材交流などに関する事業が計上されています。

これらのことから、令和2年度一般会計予算は、対前年比4.4%増の495億とし、第2次那須塩原市総合計画に基づく将来像の実現に向け、新たな事業と従来からの事業が健全化された予算編成となっており、令和の新時代に力強く歩みを進めようとする予算であると考えられます。

「人がつながり新しい力が湧きあがるまち那須塩原」の実現に向け、円滑な市政運営に期待をしまして令和2年度那須塩原市一般会計予算に賛成の討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第10号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムにより採決いたします。

議案第10号 令和2年度那須塩原市一般会計予算について、予算常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高

久好一です。

議案第11号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を行います。

本会計は、国民皆保険を支える国民健康保険の運営を目的に設置したものです。令和2年度の予算は、被保険者数を前年度比6.1%減の2万8,162人とし、予算額は前年度比2.6%減の127億3,893万4,000円としています。

市町村国保がこんなに厳しくなった最大の要因は、国が国庫負担の50%を半分以下の24%まで引き下げてきたことにあります。栃木県の市町の収納率が悪いのは、栃木県内の保険料が高く、他の県に比べ県民への支援が少ないためです。国には国庫負担を元に戻すよう、県には支援を増やすよう要請し続ける必要があります。

2年前、国民健康保険の財政運営が県に移り、市や町の自由裁量部分を狭め、インセンティブを使って市町を収納率で競わせる仕組みが強められています。

反対する理由の第1は、歳出2款に保険給付費の87億8,726万6,000円が計上されています。保険料を滞納し保険証を取り上げられ、診療費全額を窓口で払わなければならない、給付が受けられなくなる問題があります。厚労省の2018年県内市町別国保滞納等の速報値が公表されています。それによると、資格証発行が全国ワースト1から2位となった栃木県は、1位との差は競馬で言う鼻の差です。

那須塩原市の国民健康保険で最大の課題は、県内5位からワースト4位になった保険証の取上げを直ちにやめ、市民に医療費全額の負担を強いる過酷な制裁で保険税の納付を迫るのではなく、高過ぎて払い切れない保険税を、市民から預かって20億9,600万円もある財政調整基金を活用し、保険料を引き下げ、全ての世帯に保険証が届く市民

に温かい市になるべきです。

令和2年度の保険税額28億1,418万1,000円の収納率を上げるためにも、市民の暮らしの実態に沿った税額に引き下げ、土日の納税相談などをさらに強めるべきです。市民に過酷な負担を強いる保険証取上げを続ける予算は認められません。

今年度、栃木県が市町に示す国保納付金は、13市町53%に対し、40代夫婦子ども2人の世帯に値上げの試算額や決定額を示しています。市はそれを受け、5月ごろまでに市民に決定した税額を通知します。しかし、保険税額をどう決定するのかの判断は、市や町の独自の判断とされています。

都道府県化された中で保険料値上げへの圧力は強まっています。那須塩原市の2018年6月1日現在の国保証取上げは503世帯で、県内で昨年よりワースト順位が1つ上がり、4番目になりました。全国平均の2.73倍の高い率で保険証の取上げが行われていることとなります。

栃木県内で取上げを行っていない自治体は、昨年からゼロになってしまいましたが、さいたま市など全国の3分の1以上に当たる自治体は、保険証の取上げは行っていません。

人口375万の横浜市も昨年8月から、滞納世帯に手が回り切れず、結果として機械的な取扱いを行って来てしまったという担当者の反省、市民団体からの要請、厚労省の国会での答弁や市議会での答弁に沿って、保険証の取上げは、2015年8月に被保険者証返還請求及び被保険者資格証明書交付事務取扱要綱を改正し、資格証明書の交付基準を見直し、その結果、2016年10月には保険証の取上げがゼロとなります。

また、正規の保険証より短い短期証についても2019年6月に短期証被保険者証交付事務取扱要領を改正し、短期証を発行するから発行できるに変えることで、行政側が悪質滞納者と証明できない

限り短期証の発行は行わないと要領を変更しました。そして、2015年に5万9,601世帯あった短期証は、2019年8月1日にはゼロにすることができます。

反対する第2の理由は、6款財政調整基金の取崩しによる繰入金の取扱いの問題です。今回は昨年の3億4,015万円から1億8,757万円を減らし1億5,258万円の取崩しとなっています。

今議会の答弁でもあったように、本市は保険料の引下げが行われなかったため、20億9,600万円もの市民から預かった基金は、元年度決算見込では19億4,376万以上が残る見込みです。数年続いた8億の基金を取り崩し、決算では13億の黒字が残るといふ基金を少なく見せかける予算操作はなくなりました。

余った予算の半分以上を積み立てるといふ財政調整基金の規定から見れば、本市は市民サービスが不足しているか、保険料の取り過ぎかのどちらかになります。基金は市民から預かっている大切な財産です。余ったら保険料引下げに、市民に戻すのが道理です。市にこうした指摘を行うことこそ市議会議員に課せられた第一の仕事と認識しています。多額の財政基金をため込んだまま、市民に高過ぎる保険料を賦課する予算には反対します。

本市の国保財政改善は、収納率が毎年上昇し続けていますが、他市町の上昇幅のほうが伸びています。本市の上昇幅が少なくなる状況が数年続いているのは、市民の負担が限界に来ている証拠です。昨年公表した子どもの生活実態調査の結果をこういうところにもしっかりと生かすべきです。

財政調整基金を市民優先に使い、保険料を引き下げ、払いやすい保険料にし、全国平均2.73倍もの機械的な保険証の取上げをやめ、那須塩原市の全ての世帯に保険証が届くようにするべきです。

収納率を引き上げ、制裁を強めるのではなく、

きめ細やかな相談体制を強め、市民の健康を守り、福祉の向上を図るという市本来の仕事ができるよう強く求めるものです。

議案第11号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 1番、益子丈弘議員。

〔1番 益子丈弘議員登壇〕

○1番（益子丈弘議員） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、益子丈弘です。

議案第11号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年度国民健康保険特別会計は、前年度当初と比べ3億3,498万3,000円、率にして2.6%減少し、総額127億3,893万4,000円の予算を見込んでおります。被保険者の高齢化や医療技術の高度化に伴う医療費の増大、被保険者の減少による収収の減少などにより、本市の国民健康保険財政運営は厳しい状況にあります。

国民健康保険制度は、全ての国民が安心して加入する国民皆保険制度の基盤となるものであり、この制度を安定的に持続して運営していくことが、被保険者の健康を守る基本となります。

令和2年度予算については、平成30年度の決算及び令和元年度の医療給付状況、保険事業費納付金などを分析し、適切な保険運営を進めるための予算であると判断します。

さらには、今後の財政確保のため保険税収納率の向上や医療費の適正化に努めるなど、適切な運営をお願いし、令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算に賛成する討論といたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第11号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムにより採決いたします。

議案第11号 令和2年度那須塩原市国民健康保険特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算について討論を許します。

19番、高久好一議員。

〔19番 高久好一議員登壇〕

○19番（高久好一議員） 19番、日本共産党の高久好一です。

議案第13号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論です。

令和2年度の予算は、第7期那須塩原市介護保険事業の最終年に当たり、計画の着実な実現のための予算として、第1号被保険者数を前年度比2.5%増の3万2,210人とし、要介護認定者を5,134人の5.6%増としました。予算額は、元年度比8.8%増の91億4,979万1,000円としています。

市長の市政方針では、高齢者福祉を充実させるための在宅医療、介護連携事業として生きがいサロンや高齢者能力開発事業を引き続き実施していくと書かれています。介護保険の国庫負担が国保の半分の25%から始まったという構造的欠陥が、健康弱者の生活と命を守る介護保障制度となれない状況を根本的に変えていくため、地方からやらなければならないことが今強く求められています。

反対する第1の理由は、深刻な入所待機者が解

消されず、サービスが狭められている問題です。

2 款保険給付費84億3,550万3,000円の計上がされています。国の介護費用の削減と利用を抑制する政策が介護認定者を苦しめています。

国が施設入所を突然、要介護3以上に制限した中でも、本市には217人の入所待機者がおりました。6 期に計画されていた50人入所規模の老人保健施設が、遅れて7 期に入ってから整備できても、広域対応のため本市の市民は40人程度しか入所できません。入所待機者は15人が減っただけになりました。残った199人、元年6月1日時点の待機者は、在宅療養を強いられ、入所を待っています。人数が合わないのは、その間に亡くなられた方や、仕方なくよその町に引っ越したということです。

保険料をしっかりと払って入所が認定されていながら、施設が不足し入所することができず、生涯を閉じなければならない事態は許されません。国と市は、保険加入者が安心して介護保険を利用できるように早急に施設を整備すべきです。入所希望する認定者に在宅を強いる介護予算には反対します。

計画の1年遅れで6期分の50人を収容する介護施設が昨年5月に整備されましたが、広域対応のため本市の待機者が使えるのは40人ほどになり、残りは他の市や町の入所希望者に提供されることとなります。本市の増加分が確保されないままの計画のため待機者は減らず、深刻な入所待機者が不便な介護状態のまま在宅を継続されています。

昨年まで6期の計画としてあったもう一つの50人の入所規模の老健施設は、市が公募しても事業者の応募がないとして、7期の最終年度予算には計画そのものが示せない状況です。民間頼みの介護行政は根幹から行き詰まっています。

本市の介護保険の68%を占める要介護2以下の加入者を給付から外すという国の分母切りの後出

し政策は、介護保険の父と言われる元老人保健局長でさえ介護保険は国家的詐欺と言われても弁解できない、こう言っています。

本市が行っている総合事業も担い手の確保が課題とされています。全国では採算が取れないとして総合事業から撤退する事業者が相次いでいます。市は国に、介護保険自体の根本的見直しを要請する必要があります。

反対する第2の理由は、市は保険料の滞納者に給付制限を行っています。令和2年3月1日現在、11の方がペナルティーを受けており、昨年3月から3人増えています。1割負担の利用料を3倍等支払わなければ利用できないペナルティーがかけられています。

さらに、このペナルティーには高額療養を使えなくする仕組みがあり、追い打ちをかけています。健康弱者の命と健康を守るための制度で、無慈悲なペナルティーは人道上からも許されません。直ちに停止して、支払いや使えるようにするための相談と対策を強めるべきです。

介護保険の財政調整基金は1億1,433万円を取り崩し、予算に繰り入れますが、2年度末の財政調整基金は10億7,612万円が残る見込みです。健康弱者に利用抑制とペナルティーを強いる予算には反対以外にありません。

高齢者や健康弱者が安心して暮らし続ける社会こそ誰もが安心して暮らせる持続可能なまちづくりにつながります。いつまでも住みなれた場所で安心して暮らせるよう、要支援者、要介護者の健康と暮らしを守り、那須塩原市が憲法の言う自治体として住民の福祉を向上させるという市本来の仕事が遂行できるよう強く求めます。

議案第13号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算に反対する討論を終わります。

○議長（吉成伸一議員） 3番、中里康寛議員。

〔3番 中里康寛議員登壇〕

○3番（中里康寛議員） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、中里康寛です。

議案第13号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

平成12年度に介護保険制度がスタートし、この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けており、国における介護サービス利用者は、制度創設時の3倍を超え500万人に達し、それに伴い介護が必要な高齢者の生活の支えとなる事業所数も増加しております。

本市においても、2010年度まで増加傾向にあった人口は、その後、減少局面を迎えており、一方で、65歳以上の高齢者人口は2015年以降も増加を続け、総人口に占める割合は、2015年は24.1%でしたが、2025年には29.7%になるものと予測されており、その中に占める後期高齢者は1万8,476人と前期高齢者の1万5,532人を上回ることも見込まれております。

本市の介護老人福祉施設入所待機者は、平成30年度末で217人おりましたが、現在では200人を割り込んでいる中で、第7期に計画中の施設、居宅系サービス基盤整備計画において令和2年度には1施設が計画されており、必要とされるサービスの提供が可能となるような整備が図られることで、今後も減少する見込みであります。

さらに、その他の事業として地域住民助け合い事業、介護支援ボランティアポイント事業、地域づくり型介護予防サポーター養成事業、そして医療と介護については、多職種間の相互理解や情報共有を図る取組として、多職種連携会議や3市町が連携して取り組んでいる那須地区在宅医療介護連携推進事業など、引き続き様々な施策の深化が図られることにより、地域包括ケアシステムの構

築が推進されるものと考えます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加が見込まれる中で、介護保険事業給付額は、平成30年度は71億5,137万円、平成31年度は77億3,299万円、令和2年度には84億3,550万円と毎年約8.6%程度増加し、今後もその給付額は増加することが見込まれております。

このように本市の高齢者福祉の財政負担は厳しさを増すことが予測されますが、介護保険料の負担を可能な限り減らすため、財政調整基金を計画的に活用し、保険料上昇の抑制を図るものとしており、それらを含めた取組にも期待するものであります。

以上のことから今後、介護保険施設等の動向、また給付費の推移について慎重に分析を行い、本市にとっての適切な基盤整備や保険料率、基金運用等を図り、可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援、サービス提供体制の構築が引き続き図られることから、令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算に対し賛成いたします。

○議長（吉成伸一議員） 以上で討論を終結いたします。

議案第13号について、予算常任委員長の報告は原案のとおり可決すべきものです。

これより電子採決システムにより採決いたします。

議案第13号 令和2年度那須塩原市介護保険特別会計予算について、予算常任委員長報告のとおり可決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確



定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号及び議案第14号から議案第18号までの当初予算案件6件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

ただいまの6件については、予算常任委員長報告はいずれも原案のとおり可決すべきものです。

採決いたします。

議案第12号及び議案第14号から議案第18号までの当初予算案件6件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 19番、高久好一議員に確認をいたします。

異議のある議案の番号をお示ください。

○19番（高久好一議員） 議案第12号です。

○議長（吉成伸一議員） それでは、議案第12号については個別に採決いたします。

電子採決システムにより採決いたします。

議案第12号について採決いたします。

議案第12号については、原案のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

表決漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

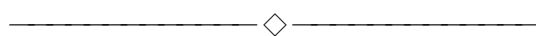
次に、採決いたします。

議案第14号から議案第18号までの5件については、委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ◎報告第8号及び報告第9号の一

### 括上程、説明

○議長（吉成伸一議員） 次にお諮りいたします。

日程第3、報告第8号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕及び日程第4、報告第9号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕の2件を一括議題としたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、報告第8号及び報告第9号の2件を一括議題といたします。

本案について報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 報告第8号及び報告第9号の2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げます。

初めに、報告第8号について申し上げます。

本案につきましては、令和元年10月13日、那須塩原市北弥六地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が北弥六地内の法定外道路を走行していたところ、洗掘箇所にてタイヤが落ち、右後輪のタイヤホイール、バンパー等を破損したものであります。

両者協議の結果、市側50%、相手側50%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金

24万5,977円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立しました。

次に、報告第9号について申し上げます。

本案につきましては、令和元年12月27日、那須塩原市関谷地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し和解したものであります。

事故の状況につきましては、市有地内の立ち木が強風により倒れ、隣接する相手側家屋に衝突し、フェンス、屋根及び物干しテラスの一部を損傷、破損したものであります。

両者協議の結果、市側100%の過失割合で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金93万7,772円を支払い、今後この件に関し双方決して異議を申し立てないことで和解が成立しました。

以上2件につきましてご報告申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 報告が終わりました。

—————◇—————

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第5、議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 議案第50号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第8号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、国の補正予算に伴い農業用機械導入助成事業及び小中学校トイレ洋式化改修事業に必要な経費について予算措置を行うものであります。

歳入歳出それぞれ2億7,581万2,000円を追加し、

令和元年度那須塩原市一般会計歳出歳入予算総額を505億9,375万1,000円とするものであります。

また、これらの歳入歳出予算補正の外3件の繰越明許費補正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第50号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎議案第51号及び議案第52号  
の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、お諮りいたします。

日程第6、議案第51号 契約の変更について及び日程第7、議案第52号 財産の取得についての

2件を一括議題としたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号及び議案第52号の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第51号及び議案第52号について、一括して議案の説明を申し上げます。

まず、議案51号 契約の変更について、提案のご説明を申し上げます。

本案につきましては、令和元年6月の第3回那須塩原市議会定例会にて議決をいただいた那須塩原市塩原水処理センター監視制御設備工事業務委託における変更契約の締結について議会の議決を求めるものであります。

本契約は、黒磯水処理センター建設工事電気業務委託に合わせて実施する必要のあった水処理センター間の通信設備工事が入札不調のため実施できず、工期の確保が困難となったため、塩原水処理センター監視制御設備工事業務委託に追加して実施するものであります。

つきましては、本定例会初日に令和元年度那須塩原市下水道特別会計補正予算（第3号）及び黒磯水処理センター建設工事電気業務委託に関する契約の変更の2件の議案について議決を得られたことから、受託者である地方共同法人日本下水道事業団と変更契約を締結するものであります。

続きまして、議案第52号 財産の取得について、提案のご説明を申し上げます。

本案につきましては、小学校デジタル教科書の取得について議会の議決を求めるものであります。

今回の取得を予定しているデジタル教科書21セットは、令和2年度から市内全小学校等で使用する

る新学習指導要領に対応した改訂版であります。

デジタル教科書の購入につきましては、指名競争入札で落札した株式会社栃木県教科書供給所が契約を行わなかったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号により株式会社渡邊精華堂西那須野事業所と契約を締結するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第51号及び議案第52号の2件については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

◎発議第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第8、発議第

2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第2号 那須塩原市議会委員会条例の一部改正について、議案の説明をさせていただきます。

資料は、議案書及び新旧対照表をご覧ください。

本案件は、市の組織機構改変に伴い、那須塩原市議会委員会条例の一部を改正するものであります。

まず、第2条第1項の第1号、総務企画常任委員会の所管において「企画部」の次に「戦略推進局」を追加、第3号の建設経済常任委員会の所管において「生活環境部」を「市民生活部」に改め、「気候変動対策局」を追加するものであります。

また、この条例の施行は令和2年4月1日からといたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第2号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（吉成伸一議員） 次に、日程第9、発議第3号 那須塩原市議会取組実行計画を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、11番、相馬剛議員。

〔議会運営委員長 相馬 剛議員登壇〕

○議会運営委員長（相馬 剛議員） 発議第3号 那須塩原市議会取組実行計画について、議案の説明をさせていただきます。

資料は、議案書及び別冊の令和2年度那須塩原市議会取組実行計画をご覧ください。

本市議会は、議会の最高規範として規定した議会基本条例に基づき、市民の負託に応える議会の実現に向け、議会の見える化、開かれた議会、議会改革の活動を通じて市民意見の市政への反映に取り組んでおります。

そこで、今年度実施した平成30年度の議会活動事務事業評価において、議会基本条例の検証から市民意見の把握、政策の提言、立案へとつなげていく仕組みや取組に対する課題への対応として具体的な活動内容と目標、取組によってもたらされる市民への効果を明らかにし、活動の羅針盤として令和2年度の取組実行計画を策定するものであります。

計画期間は、令和2年4月から令和3年3月ま

で、取組項目は、2ページに記載のとおり、大項目として(1)から(4)、それに附属する中項目、具体的な取組項目としては、取組ナンバー1から23の事項としております。

さらに、3ページから10ページに記載のとおり、取組内容をアウトプットとし、目標値を設定、市民にもたらす効果をアウトカムとし、その成果指標を設定して、議会活動マネジメントサイクルを活用し、年度終了後に検証を行うとするものであります。

本計画については、地方自治法第109条第7号及び那須塩原市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（吉成伸一議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（吉成伸一議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎教育長挨拶

○議長（吉成伸一議員） 以上で令和2年第1回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

ここで、大宮司教育長から発言があります。

○教育長（大宮司敏夫） 議会最終日に当たりまして発言の機会を頂きましたことを感謝申し上げます。

私は本日をもって任期満了によりまして退任することとなります。平成24年4月1日より8年にわたりまして、もとより浅学非才の身でありますけれども、微力ながらその職責を果たすべく努めてまいりました。

教育行政に求められる課題は多岐にわたりまして、また、その時々々の社会情勢も相まって解決の道筋を見通すことは困難を極めましたけれども、議員の皆様方や執行部の皆様のご理解とご支援を頂戴し、様々な事業に取り組むことができました。解決が求められる課題は尽きることはなく、また、教育行政の成果は、必ずしも一朝一夕に表れるものだけではございませんが、これまでの取組が将来におきまして本市の発展に貢献する活動や人材となることを期待し、また楽しみにしております。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行しておりまして、本市におきましてもその感染防止対策に積極的に取り組んでいるところでございます。新年度を迎えるに当たりまして新たな対応が求められるところでございますけれども、一日も早く市民が安心して日常生活が送れるようになることを切に願うところであります。

結びに、那須塩原市のますますの発展と皆様方のご健勝並びにご活躍をご祈念申し上げまして、

退任に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます  
と思います。

大変お世話になりました。ありがとうございました。  
した。

◇

◎市長挨拶

○議長（吉成伸一議員） 閉会に当たり、市長から  
挨拶があります。

市長。

〔市長 渡辺美知太郎登壇〕

○市長（渡辺美知太郎） 令和元年第1回那須塩原  
市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶  
を申し上げます。

まず、先ほど大宮司教育長からもお話がござい  
ました。本日3月23日は特別な日です。平成24年  
4月から8年間にわたり那須塩原市の教育行政の  
要として尽力された大宮司教育長が本日退任をさ  
れます。ALTの全校常駐配備、なすしおばら学  
び創造プロジェクトをはじめ数多くの実績を打ち  
立ててまいりました。

そして現在、新型コロナウイルス感染症、那須  
塩原市では自由登校としておりますが、大宮司教  
育長が遠隔教育の素地を既につくっていただいた  
ため、遠隔教育についても那須塩原市では現在進  
められております。eライブラリと呼ばれる、生  
徒たちが自ら自宅でスマホやタブレットを用いて  
アクセスをして、学習の進捗状況を教職員が確認  
をすることができる。既に先進的に行われている  
日新中学校では、1日何と55%の生徒がアクセス  
をしているそうです。

そうした様々な教育行政において大宮司教育長  
の実績、改めて深い感謝と敬意を表したいと思ひ  
ます。

さて、改めて2月28日から25日間にわたって進  
められましたこの定例会も、本日で閉会となりま  
す。議員の皆様方におかれましては、人事案件を  
はじめ令和元年度補正予算、2年度当初予算、条  
例の制定や、本日の追加案件を含めた計65件の案  
件につきまして慎重にご審議いただきまして、心  
より御礼を申し上げます。

併せて、会派代表質問や一般質問を通じ議員の  
皆様から様々なご質問やご提言をいただきました。

戦略推進局や気候変動対策局をはじめとした組  
織改編、4月から民間公募による審議監、グリー  
ンボンドをはじめとする様々な資金調達のスペシ  
ヤリストを呼んで、これまで地方税や交付税とい  
った従来どおりの資金調達のほかにも市場に回流  
する資金を自治体も獲得していかなきゃならない、  
様々なプロジェクトを行うために資金調達の専門  
家をお呼びします。

国との人事交流、環境省や国土交通省からも職  
員が4月から来ます。国の最前線や、これから地  
方自治体は何をしなければならないのか、様々な  
角度から情報を収集してまいりたいと考えており  
ます。

そして、那須塩原駅周辺の整備、これは新庁舎  
やブリヂストン黒磯工場跡地の活用、こうしたも  
のを含め、これからまちづくりビジョンを市民の  
方々とつくっていきたいと思っております。那須  
塩原駅は、那須塩原市のみならず那須野が原の大  
切な資源であります。未来永劫繁栄をする那須野  
が原のためにしっかりと戦略性を持った議論を進  
めてまいりたいと思ひます。

新型コロナウイルス感染症、那須塩原市では自  
由登校とし、県内ではいち早く地元企業の支援施  
策を設けました。これから様々な状況に合わせ、  
今後も柔軟な支援体制を設けていきたいと思ひ  
ます。

結びになります。3月28日に、本年度の1月1日の地価の公示の発表がされました。県内地価の全用途における平均変動額を見ますと、県の平均、栃木県の地価、土地の価格、この変動額がマイナス0.7%であります。那須塩原市はマイナス1.3%、大田原市はマイナス0.6%、那須町はマイナス1.6%であり、大田原市を除くと県の平均を下回っています。そして、県内上位である宇都宮はプラス0.6%、県内2位の小山はプラス0.2%であり、同じく新幹線駅を有している宇都宮は、小山は、既にプラスに転じている状況であります。

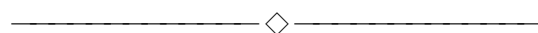
地価の価格について、災害における、今回、昨年の台風における災害の状況も地価に影響しております。今後はリスクに強いかどうか、そういったことも土地の価格に影響を及ぼすことが考えられます。

那須塩原市は、すばらしい資源を有しております。災害にも強く、リスクにも強い、そういったまちづくりをし、栃木県北20万、30万構想、県北で力を合わせ那須ブランドを確立し、戦略性を持った駅前開発をすれば、必ずや那須塩原駅周辺の土地の価格が上がり、那須塩原市に多くの方々、多くの産業が来るであろうと私は確信をしております。

コロナウイルス感染症が一段落つけば、世界の価値観は変わっているだろうと思います。東京に集中しては感染症は防げない。テレワークの推進、サテライトオフィスの誘致、遠隔教育、これは既に行われています。遠隔医療、そういったことから現代版国家移転、省庁の移転も今後考えられると思います。そうした未来、どういったことが求められるかを先読みし、私たちの持てる資源をフルに活用すれば、未来永劫続く持続可能なまちづくりは達成できるものと思っております。

市議会の皆様と力を合わせ、那須野が原の繁栄に、これからも尽力していくことをお誓い申し上げます。私からの閉会の挨拶とさせていただきます。

○議長（吉成伸一議員） 市長の挨拶が終わりました。



### ◎閉会の宣告

○議長（吉成伸一議員） 閉会に当たり、私からも挨拶を申し上げます。

去る2月28日から25日間にわたり開会されました令和2年第1回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案にご協力を頂き、ここに全議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼申し上げます。

市執行部におかれましては、本審議の過程の中で各議員から提出されました意見、要望等を十分に検討し、今後の市政運営に反映されますよう要望いたします。

現在、全世界的なレベルで新型コロナウイルスの感染症が広がっております。日本においては、さらなる感染拡大に備えて特別措置法が可決成立し、総理大臣が緊急事態宣言を行うことにより、都道府県知事が外出の自粛や学校の休校などの要請や指示を行うことが可能になりました。

栃木県では4人の感染者が確認されております。栃木県北部、本市、那須塩原市においては、感染者の発生はありませんが、予断を許さない状況にあり、本市におかれましても国、県からの情報を注視しながら、引き続き警戒強化に取り組んでいただきたいと思います。

本市議会においても議会事務継続計画、議会BCPにより、必要に応じた今後対応を取ってまい

りたいと考えておりますので、ご協力をよろしく  
お願いをいたします。

さて、大宮司教育長が本日、23日をもちまして  
任期満了になります。平成24年4月から8年間と  
いう長い間、本市の教育行政の要としてその職責  
を果たしていただきました。中でも、全国に先駆  
けたALT全校配置、ICTの導入、小中一貫教  
育など、様々な実績を残されていただきました。  
私からも心から御礼を申し上げたいと思います。  
大変にありがとうございました。そしてご苦勞さ  
までした。

また、本定例会に出席をされております藤田企  
画部長、山田総務部長をはじめとして13人の職員  
の皆様がこの3月をもって退職をされると伺っ  
ております。退任、退職される皆様には、長きにわ  
たり本市の発展と市民福祉の向上のためにご尽力  
を頂き、議員を代表して心から感謝を申し上げま  
す。これから第二の人生を歩まれる皆様に幸多き  
ことを祈念するとともに、今後も本市の発展のた  
めにご支援くださいますようお願いを申し上げま  
して、退職を迎えられる皆様への送別の言葉とい  
たします。

それでは、これをもちまして今定例会を閉会い  
たします。

大変にご苦勞さまでした。

閉会 午後 零時25分



上記会議録を証するため下記署名する。

令和2年3月23日

議 長 吉 成 伸 一

署 名 議 員 中 里 康 寛

署 名 議 員 田 村 正 宏